

ピグマリオン ヒュッテ泉丘

(小規模多機能型居宅介護)

介護報酬の告示上の金額とします。

(単位)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	3,438	6,948	10,423	15,318	22,283	24,593	27,117
看護職員配置加算(Ⅲ)			480	480	480	480	480
認知症加算(Ⅰ)	日常生活自立度Ⅲ以上		800	800	800	800	800
(Ⅱ)	日常生活自立度Ⅱ			500			
処遇改善加算	単位数合計の1000分の102						

- ※ 看護職員配置加算(Ⅲ)：看護師を常勤換算法で1名以上配置していること。
- ※ 認知症加算(Ⅰ)：認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方が対象。
- ※ 認知症加算(Ⅱ)：要介護2であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱの方が対象。
- ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)：厚生労働省の定める算定要件を満たした場合に加算。
(基本サービス料金に各加算を合計したものに10.2%を乗じた単位数)
- ※ 登録日からの30日間は別途初回加算(1日あたり30単位：32円)が必要となります。
- ※ 初回月は登録日からの日割り計算となります。

(1単位：10.66円)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計単位数	3,438	6,948	10,903	15,798	22,763	25,073	27,597
処遇改善	351	709	1,112	1,611	2,322	2,557	2,815
総単位数	3,789	7,657	12,015	17,409	25,085	27,630	30,412
介護費用	40,390	81,623	128,079	185,579	267,406	294,535	324,191
1割負担金	4,039	8,163	12,808	18,558	26,741	29,454	32,420
2割負担金	8,078	16,325	25,616	37,116	53,482	58,907	64,839
3割負担金	12,117	24,487	38,424	55,674	88,222	88,361	97,258
認知症加算(Ⅰ)	日常生活自立度Ⅲ以上		800	800	800	800	800
合計単位数			11,703	16,598	23,563	25,873	28,397
処遇改善			1,194	1,693	2,403	2,639	2,896
総単位数			12,897	18,291	25,966	28,512	31,293
介護費用			137,482	194,982	276,797	303,937	333,583
1割負担金			13,749	19,499	27,680	30,394	33,359
2割負担金			27,497	38,997	55,360	60,788	66,718
3割負担金			41,245	58,495	83,040	91,182	100,075
認知症加算(Ⅱ)	日常生活自立度Ⅱ			500			
合計単位数				16,298			
処遇改善				1,662			
総単位数				17,960			
介護費用				188,575			
1割負担金				18,858			
2割負担金				37,715			
3割負担金				56,573			

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります

- (1) 食費 朝食 300 円 昼食 600 円 夕食 600 円 おやつ 100 円
たとえば、通いサービス時は昼食+おやつで 700 円となります。
前々日 15 : 00 以降のキャンセルの場合はキャンセル料として上記金額を申し受けます。
- (2) 宿泊費 2500 円/泊
- (3) おむつ代 100 円/枚
- (4) 趣味等にかかわる特別なレクリエーション代
希望によりレクリエーションに参加していただく場合、特別に必要な材料費等は実費
- (5) 理美容代 実費
- (6) 外出時の利用者の食事代、利用者の嗜好による物品の購入は実費。
- (7) 入浴用タオルレンタル代 110 円 (バスタオル 50 円・フェイスタオル 2 枚 60 円)
- (8) 複写物の交付 10 円/枚
サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物として必要とする場合は実費をご負担いただきます。
- (9) 交通費実費
ご利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費をいただきます。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費をいただきます。

(利用料金等のお支払い方法)

原則として指定口座からの自動引き落としとさせていただきます。(毎月 27 日)